

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」の概要

平成 29 年 11 月
経済産業省製造産業局
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、国際希少野生動植物種の個体等の登録の更新（新法第 20 条の 2 第 1 項）や特別国際種事業者の登録（新法第 33 条の 6 第 1 項）等を新たに規定していることを踏まえ、これらの細目に関する事項その他所要の規定を整備するための改正を行う。

2. 改正の概要

（1）登録等に関する手数料の変更及び新設について

新法第 29 条第 1 項の政令で定める手数料の額について、第 20 条第 1 項の個体等の登録に係るものを現行の 3,200 円から 5,000 円に見直すとともに、新法第 20 条の 2 第 1 項の個体等の登録の更新に係るものを 4,600 円と規定する。

（2）特定国際種事業に係る特定器官等の変更について

新法第 33 条の 2 の政令で定める特定国際種事業に係る特定器官等について、ぞう科の牙及びその加工品を除き、うみがめ科の甲及びその加工品と規定する（同項の政令で定める要件については現行から変更なし）。

（3）特別国際種事業の登録に係る特別特定器官等、特別国際種関係大臣及び手数料について

新法第 33 条の 6 第 1 項の政令で定める特定器官等（特別特定器官等）をぞう科の牙及びその加工品とし、同項の政令で定める要件を器官の全形が保持されていないこととするとともに、同項の特別国際種関係大臣を経済産業大臣と規定する。また、新法第 33 条の 21 第 1 項の政令で定める手数料の額について、同法第 33 条の 6 第 1 項の特別国際種事業者の登録に係るものを 33,500 円とするとともに、同法第 33 条の 10 第 1 項の特別国際種事業者の登録の更新に係るものを 32,500 円と規定する。

（4）管理票を作成しなければならない特別特定器官等について

新法第 33 条の 23 第 1 項の政令で定める管理票を作成しなければならない特別
特定器官等の要件は、重量が 1 キログラム以上であり、かつ、最大寸法が 20 センチ
メートル以上であることとする。

- (5) その他所要の規定の整備について、改正法によって改正される字句を引用する政令
の規定の改正等、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日を予定）